

令和7年
4月から

新たに育児休業支援手当金の 支給が始まります

令和7年4月1日から、**現行の育児休業手当金に上乗せする新しい給付として「育児休業支援手当金」が支給されます。**

支給要件

次の①及び②のいずれにも該当する必要があります。

- ① 対象期間(※1・裏面参照)内に**育児休業等をした日数が通算して14日以上**あるとき
- ② 組合員の配偶者が育児休業等に係る子について配偶者育児休業等をしたとき
〔その配偶者が子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内にした配偶者育児休業等の日数が通算して14日以上であるときに限る。〕

なお、次のいずれかに該当する場合は、**上記①のみ該当すれば要件を満たします。**

- ア 配偶者のない者その他総務省令で定める者
- イ 配偶者が雇用保険法の適用事業に雇用される労働者でない場合
- ウ 配偶者が労働基準法に定める産後休業その他これに相当する休業として総務省令で定める休業をした場合
- エ 配偶者がその子の出生日から56日を経過する日の翌日までの期間内において、子を養育するための休業ができない場合として総務省令で定める場合

支給額

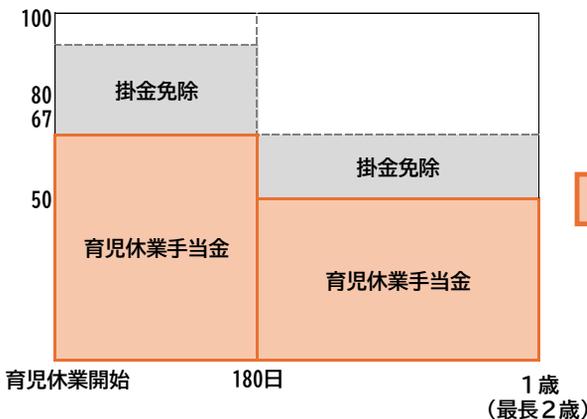
上記支給要件を満たした場合、**現行の育児休業手当金に上乗せして、最大28日間、標準報酬の日額の13%が支給**されます。(ただし、上限額(※2)あり)

(※2) 現行の育児休業手当金と同様、雇用保険法に基づく上限額が設定されます。

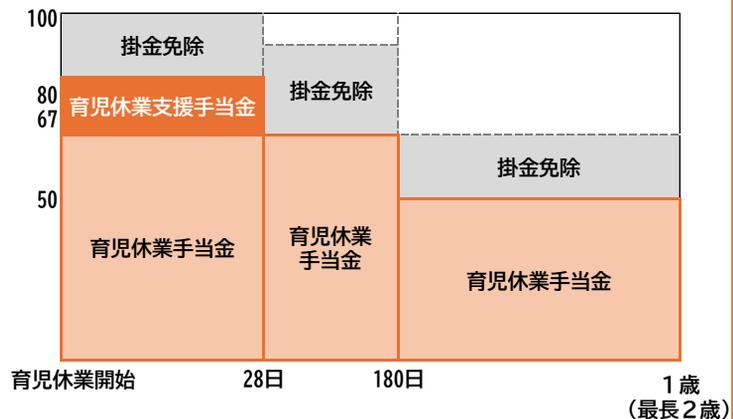
育児休業支援手当金に係る上限額(日額)：2,781円(令和7年7月31日までの額・8月改定予定)

支給イメージ

【令和7年3月31日以前】



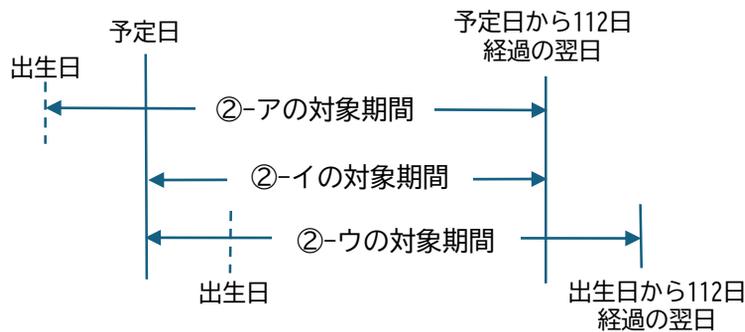
【令和7年4月1日以降】



(※1) 対象期間とは？

- ① 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしなかった場合
(組合員が父親、または当該子が養子の場合)
⇒ 当該子の誕生日から起算して56日を経過する日の翌日まで
- ② 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をした場合
(組合員が母親、かつ当該子が養子でない場合)
⇒ ア 出産予定日より前に出生した場合は、誕生日から起算して、出産予定日以後112日を経過する日の翌日まで
イ 出産予定日どおりに出生した場合は、誕生日から起算して112日を経過する日の翌日まで
ウ 出産予定日より後に出生した場合は、出産予定日から起算して、誕生日以後112日を経過する日の翌日まで

【 ② 産後休業等をした場合の対象期間イメージ 】



その他、支給の対象外となるケース等

組合員が、すでに育児休業支援手当金の支給を受けたことがあり、かつ次のいずれかに該当する場合は、育児休業支援手当金は支給されません。

- ア 同一の子について、当該組合員が複数回の育児休業等を取得することについて妥当である場合として総務省令で定める場合に該当しない場合における2回目以後の育児休業等
- イ 同一の子について、当該組合員が5回以上の育児休業等（5回以上の取得についてやむを得ない理由がある場合として総務省令で定める場合に該当するものを除く）をした場合における5回目以後の育児休業等
- ウ 同一の子について、当該組合員がした育児休業等ごとに、当該育児休業等の開始日から当該育児休業等を終了した日までの日数を合算して得た日数が28日に達した日以後の育児休業等

その他、次の場合には支給されない、または支給額が調整されます。

- 雇用保険法に基づく「出生後休業支援給付金」の支給を受ける場合
⇒ 育児休業支援手当金は支給されません。
- 育児休業支援手当金の支給期間内に報酬等の全部または一部を受ける場合
⇒ 報酬等の金額を基準として、全部または一部が支給されません。

なお、育児休業支援手当金は、令和7年4月1日以降に育児休業を開始した組合員が支給の対象となります。

(例) 令和7年3月に子が出生し、その直後（令和7年4月1日より前）に育児休業を取得した場合などは、支給されません。